

確認してください

知っておきたい 税情報

個人や民間の団体では提供できない公共サービスは、市民一人一人が納める税金で賄われています。今回、市税などの税に関する情報を紹介します。なお8ページには「平成28年度税・保険料などの納付期限一覧」を掲載しています。ぜひ活用してください。

☎：問い合わせ
☎：申し込み



休日納税窓口／毎月第4日曜日
午前8時30分～午後5時

開設場所

税務課（市役所本庁1階8番窓口）

〈注意事項〉

- 納付相談は市税・国保税に限ります。
 - 介護保険料、後期高齢者医療保険料なども納付書を持参すれば納めることができます。
- ☎ 62・532
2)

納期内に早めの納付を

「自動車税」

自動車税は、毎年4月1日現在の自動車の所有者に課税される県税で、納付期限は5月31日（火）です。本年度の納税通知書は、5月上旬に発送されますので、最寄りの金融機関やコンビニエンスストアなどで早めに納めてください。

インターネットを利用したクレジットカードでの納付が可能です。利用するには、納期限までに手続きが必要です。

☎ 自動車税事務所 ☎ 043・243・2721、旭県税事務所 ☎ 62・0772

納期内に早めの納付を

「軽自動車税」

軽自動車税は、毎年4月1日現在の軽自動車などの所有者に課税される市税です。納付期限は5月31日（火）です。

今年度から、税制改正により税率が変更（一部車種を除く）となりましたので、5月中旬に発送される納税通知書を確認の上、最寄りの金融機関やコンビニエンスストアなどで早めに納めてください。

軽自動車税の減免制度

身体障害者などの移動のため

に利用する軽自動車にかかる軽自動車税を、減免する制度があります。減免を受けるためには申請が必要です。

対象／軽自動車を所有する身体障害者・知的障害者・精神障害のある人、またはその家族などで、一定の基準を満たす人

申請期限／5月24日（火）
☎ 国稅務課課税班 ☎ 62・5321

☐ 座振替による納付に協力
を！

「市税の納付方法」

市では、収納率の向上を目的とした取り組みの一環として、

☐ 座振替による納付を原則化しています。現在、納付書で納めている人は、便利で納め忘れない☐座振替への切り替えに協力してください。

☐ 座振替は、市役所や金融機関まで出向く必要がなく、納め忘れもありません。また現金などを持ち歩く必要もないため、便利で安全・安心な納付方法です。

申し込み手続きは、預金通帳と通帳印を持参の上、市指定の金融機関納付書に記載または郵便局で行ってください。

またキャッシュカードで☐座振替の手続きができます。

キャッシュカードと身分証明書（運転免許証など）を持参の上、本人が税務課の窓口で行ってください。

☎ 国稅務課収税班 ☎ 62・5322

納税の利便性を図るため開設
しています

「夜間・休日納税窓口」

仕事などにより、日中に市税などの納付や納付相談ができない人のために、夜間・休日納税窓口を開設しています。

開設日時

夜間納税窓口／毎月10日、25日
午後5時30分～8時

※土・日曜日、祝日の場合は、直後の平日になります。